

# 岡崎市議会議案

令和2年5月臨時会



## 令和2年5月岡崎市議会臨時会議案目録

議案番号	件名	ページ
承認1	令和2年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について	1
67	岡崎市国民健康保険条例の一部改正について	7
68	岡崎市後期高齢者医療条例の一部改正について	9
69	令和2年度岡崎市一般会計補正予算（第2号）	11
70	令和2年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	15
71	令和2年度岡崎市水道事業会計補正予算（第1号）	19



令和2年承認第1号

令和2年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月12日提出

岡崎市長 内 田 康 宏



## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、補正予算（専決第1号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年4月28日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

令和2年度岡崎市一般会計補正予算（専決第1号）

令和2年度岡崎市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,991,455千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,195,449千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	16,512,297	38,991,455	55,503,752
	2 国庫補助金	2,713,548	38,991,455	41,705,003
	歳入合計	127,203,994	38,991,455	166,195,449



歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	13,095,099	38,991,455	52,086,554
	2 総務諸費	2,455,487	38,991,455	41,446,942
	歳出合計	127,203,994	38,991,455	166,195,449



岡崎市国民健康保険条例の一部改正について

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年5月12日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡崎市国民健康保険条例（平成24年岡崎市条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第10条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額（その額に5円未満の端数があるときは

これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第11条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第10条及び第11条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

#### (理由)

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、傷病手当金を支給する必要があるによる。

令和 2 年第 68 号議案

岡崎市後期高齢者医療条例の一部改正について

岡崎市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 12 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

岡崎市後期高齢者医療条例（平成 20 年岡崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 市は、当分の間、第 2 条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第 5 条第 1 項又は第 6 条ただし書の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うことができるようにする必要があるによる。



令和2年第69号議案

令和2年度岡崎市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度岡崎市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,953,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169,149,035千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月12日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	55,503,752	565,296	56,069,048
	2 国庫補助金	41,705,003	565,296	42,270,299
17	県支出金	9,295,330	666,513	9,961,843
	2 県補助金	3,310,833	666,513	3,977,346
20	繰入金	5,606,793	2,347,553	7,954,346
	2 基金繰入金	5,584,254	2,347,553	7,931,807
22	諸収入	4,398,230	△625,776	3,772,454
	5 雑入	3,231,605	△625,776	2,605,829
	歳入合計	166,195,449	2,953,586	169,149,035



## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	47,844,086	642,305	48,486,391
	3 児童福祉費	23,051,469	642,305	23,693,774
4	衛生費	13,338,598	291,439	13,630,037
	2 衛生諸費	3,111,645	291,439	3,403,084
7	商工費	3,306,321	1,946,357	5,252,678
	1 商工費	3,306,321	1,946,357	5,252,678
9	消防費	4,119,574	4,950	4,124,524
	1 消防費	4,119,574	4,950	4,124,524
10	教育費	16,800,498	68,535	16,869,033
	1 教育総務費	2,955,267	65,660	3,020,927
	4 学校教育費	4,965,618	2,875	4,968,493
	歳出合計	166,195,449	2,953,586	169,149,035



令和2年第70号議案

令和2年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ954千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,939,595千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月12日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6	県支出金	21,422,463	954	21,423,417
	1 県補助金	21,422,462	954	21,423,416
	歳入合計	31,938,641	954	31,939,595

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	21,181,064	954	21,182,018
	2 諸給付費	2,609,472	954	2,610,426
	歳出合計	31,938,641	954	31,939,595



令和2年第71号議案

令和2年度岡崎市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	8,148,386千円	△349,726千円	7,798,660千円
第1項 営業収益	7,149,957千円	△641,165千円	6,508,792千円
第2項 営業外収益	998,427千円	291,439千円	1,289,866千円

第3条 予算第10条の次に次の1条を加える。

（他会計からの補助金）

第11条 水道事業経営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、291,439千円である。

令和2年5月12日提出

岡崎市長 内 田 康 宏





